

第1章 計画の背景と目的



第1章 計画の背景と目的

1. 計画の背景と目的

人口減少や高齢化により、都市農地に対する開発圧力が低下する中、農業者等の努力により新鮮な農産物の供給をはじめ、環境保全や景観保全など、農地の持つ多面的機能が発揮されていることから、都市農業に対する住民の評価も高まっています。また、防災の観点から都市農地を保全すべきとの声も広がっています。このような状況を踏まえ、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、国において「都市農業振興基本法」が平成27年4月に制定されています。

また、翌年5月には都市農業の振興と農地保全に関する国の基本的な考え方を示した「都市農業振興基本計画」が策定されたことで、農地の持つ多面的機能が示されたほか、都市農地が「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」と位置付けられました。その後、都市緑地法等の一部改正や都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定等、様々な法整備が行われたことで、都市農業が安定的に継続できる環境が整いつつあり、都市農業は大きな転機を迎えています。

一方、東京都では、平成24年3月に策定した「東京農業振興プラン 都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開」を平成29年5月に「東京農業振興プラン 次世代に向けた新たなステップ」として改定し、東京農業の振興の方向として「担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」、「農地保全と多面的機能の発揮」、「持続可能な農業生産と地産地消の推進」、「地域の特色を活かした農業の推進」の4つの施策を展開するとしています。

本計画は、このような都市農業をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、都市農業振興基本法に基づく地方計画を兼ねた「調布市農業振興計画」を策定し、調布市農業の持続的な振興に関する具体的取組を総合的かつ計画的に推進し、あわせて良好な都市環境の形成に資することを目的とします。

2. 計画の目標年次

本計画の目標年次は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、状況に即した計画としていきます。

3. 計画の性格と関連計画との関係

本計画は、調布市の農業の発展に向けて、農業者、農業団体、市民、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合い指針を策定し、実現を図るものです。また、以下の計画等との整合、連携を図り、策定するものです。

【調布市農業振興計画の位置付け】

